

富山高岡広域都市計画地区計画の変更

(富山市決定)

田畠住宅団地地区 地区計画

計 画 書

富山市

富山高岡広域都市計画地区計画の変更（富山市決定）

都市計画田畠住宅団地地区地区計画を次のように変更する。

名 称	田畠住宅団地地区地区計画
位 置	富山市田畠字西沼及び清風町の各一部
面 積	約 11.0 ha
区域の整備・開発及び保全に関する方針	<p>地区計画の目標</p> <p>当地区は、富山市北部の草島東線外縁部に位置し、西側には大規模な工場、東側、南側には住宅団地が形成されており、当地区周辺では道路や公園等の公共施設の整備が著しく、近年、宅地としての需要が高まっている地域である。</p> <p>当地区においても、土地区画整理事業の実施により良好な住宅団地が形成されており、今後、さらなる住宅地の造成も予定されている。</p> <p>このため、交通の利便や各種スポーツ施設に恵まれた地域特性をさらに生かし、快適な市街地環境を維持、形成することを目標とする。</p>
土方地針	良好な住宅市街地が形成されるように、戸建の専用住宅を主体とした土地利用を図る。
利用地の	地区の西側は工業専用地域に隣接しているため、市道那智町1号に面する部分は建築物等の建築を制限し、緑化をすることにより、地区全体の良好な住環境の確保に努める。
地整区備	地区的利便性の向上のため、主要区画道路を市道那智町1号と市道田畠銀嶺町1号線に接続し、他の区画道路は交通、防災等を考慮し適切に配置する。
施方設針の	日常的なうるおいの場として公園を設け、地区のコミュニティーの形成を図るため、集会場を設置する。地区内の区画道路、公園等は、その機能が損なわれないよう適切に維持、管理を行う。
建築備物の等方針	<p>良好な住宅地としての環境を保全するため、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の形態若しくは意匠の制限及び垣若しくはさくの構造の制限を定める。</p> <p>市道那智町1号線沿線のセットバックについては、当地区の緩衝緑地としてその土地の緑化に努めるものとする。</p>

地区整備計画書

地区区分の 地 区 分 の 区 整 備 計 画	地区区分の名称	田畠住宅団地地区地区計画
	地区区分の面積	約 11.0 ha
建築物に関する事項	建築物の敷地面積の最低限度	宅地（分譲時の1区画の面積をいう。）を再分割して戸建の建築物を建てる場合、1宅地の敷地面積は200m ² 以上とする。
	壁面の位置の制限	<p>建築物の壁若しくはこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は以下のとおりとする。</p> <p>① 市道那智町1号線に面する部分に関しては、道路境界より3.0メートル以上とする。</p> <p>② ①以外の部分に関しては、敷地境界より1.0メートル以上とする。（隣地境界を含む）</p> <p>ただし、②に関しては出窓及び軒高3.0メートル以下の付属建築物にあたっては適用除外とする。</p>
	建築物等の形態、若しくは意匠の制限	<p>建築物の屋根、外壁の意匠・形態は周辺の環境に調和したものとし、色彩は良好な住環境にふさわしい落ち着いた色合いのものとする。</p> <p>屋外広告物は設置してはならない。</p>
	垣若しくはさくの構造の制限	垣若しくはさくの構造は、生垣とする。但し、前面道路面より1.2メートル以下の高さのものはこの限りでない。

「区域は計画図表示のとおり。」

富山市

富山高岡広域都市計画地区計画の変更
(富山市決定)

田畠住宅団地地区 地区計画

総括図 S = 1 / 25,000

田畠住宅団地地区計画
 $A = 11.0 \text{ ha}$



凡 例	
行政区域界	工业専用地域
市街化区域	地区計画区域
都市計画道路	防火地域
第一種住居専用地域	準防火地域
第二種住居専用地域	公園
第一種居住地域	公共下水道計画地区
第二種居住地域	臨港地区
準居住地域	風致地区
近隣商業地域	用途地域界
準工業地域	施設区域
工业地域	産業利用地区

海岸
通

山

山

山

山

山

山

山

山

山

山

田畠住宅団地地区 地区計画

計画図 S = 1 / 2, 500

富山高岡広域都市計画地区計画の変更
(富山市決定)

凡
例

■ 地区計画区域
地区整備計画区域

変更により廢止する区域

— 字 界 線

①~② 道 路 境 界

②~③ 水 路 境 界

③~④ 道 路 境 界

④~⑤ 市街化区域(旧道路)

⑤~⑥ 道 路 境 界

⑥~⑦ 地 番 界

⑦~① 道 路 境 界